

## 西洋における市民社会の二つの起源

平子友長

### A 問題の所在

西洋における市民社会概念には二つの起源に由来する二つの意味系列が存在している。

第一の系列は、古典古代の *societas civilis* に由来する市民社会概念である。幾多の意味変遷を遂げたとはいえ、*civil society* (英)・*société civile* (仏)・*società civile* (伊)などは、古典古代の *societas civilis* に由来する意味をなお保持している。しかし第一系列の市民社会概念も、西洋近代における国家<sup>(1)</sup>*state*の登場によって根本的な意味変化を蒙り、その結果、多義的な意味を帯びて行く。ごく大まかに言えば、一六世紀以降、市民社会概念は、(一) 国家の歴史的成立以前の、国家を前提しない、その限り国家と対立する古典的市民社会概念と (二) 国家の成立を前提し、それに適合するように修正された、最終的には国家と限りなく同義語化してゆく近代的市民社会概念という二重のサブ系列に分岐して行く。

第二の系列は、元来 *societas civilis* とはその意味と由来を異にするドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* に由

来する市民社会概念である。Bürgerliche Gesellschaft は、一九世紀初頭ドイツの近代化過程において成立した特殊ドイツ的な市民社会概念であり、「公共」を独占する国家 Staat との対抗において「私人としての市民 Bourgeois」を担い手として形成された公共圏、語源的には形容矛盾であるが「私的な」（＝「非政治的な」）市民社会である<sup>(2)</sup>。この用法は、ヘーゲルが一八二一年に公刊した『法の哲学』において「人倫 Sittlichkeit」を「家族」、「市民社会」、「国家」に三分したことによって、それ以降ドイツ語文化圏に定着した。以後、ドイツ語圏においてはごく近年に至るまで、第一系列の市民社会概念の不在の時代が続いた<sup>(3)</sup>。

第一系列は政治的社会としての市民社会、第二系列は経済的社会としての市民社会として特徴付けることができる。本稿においては、両者を区別するために、第二系列の Bürger, bürgerlich, bürgerliche Gesellschaft の訳語には角括弧付きの〈市民〉〈市民的〉〈市民社会〉を用いることにする。ただしこれらのドイツ語が、第一系列の諸用語の訳語であることが明らかである場合には、角括弧は付けない。

このことと関連して興味深いことは、西洋においては二重の都市概念が存在することである<sup>(4)</sup>。

第一系列の都市は、政治的都市であり、それは、私的経済的領域（オイコス）と峻別された公的政治的領域としてのポリスに由来する都市概念である。ポリスは、同時に家長でもある市民権保持者たちの自治的な政治的共同体を意味した。ポリスは、その構成員の経済的職業を捨象して彼らの自治参与の政治的権利だけに着目した規定であるから、農村にも都市にも存在した。ギリシアでもローマでも、ポリス（ラテン語では civitas）を構成する市民達の大半は農民であった。政治的都市の形成は、経済的意味における都市化の発展とは関係がない。この意味で西洋近代諸言語がポリスを「都市国家 city state」と訳したことは誤訳であった<sup>(5)</sup>。

第二系列の都市は、都市と農村との経済的分業を前提にした商業・手工業の中心地としての都市である。日本

語の「市(いち)」がこれに対応する。しばしば政治的または宗教的支配者の居城ないし官庁所在地「都(みやこ)」の周辺に商人・手工業者が集住して「都市」が形成された。あるいは商人・手工業者が独力で集住して自治都市を形成することもあった。いずれにせよ第二系列の都市の特徴は、周囲の農村から地理的にも区別され、通例、その市域が城壁によって防護されており、その構成員も非農耕民からなる都市住民(政治的支配者も含め)の組織体であったことである。

西洋の諸言語には、両系列の都市を区別する用語が存在していた。ギリシア語にはポリス *polis* とアステュー *asty* の二つの都市概念が存在していた。前者が政治的都市、後者が経済的都市を表現していた。同様に、ラテン語においては *civitas* と *urbs*、英語においては *city* と *town*、仏語においては *cité* と *ville*、イタリア語においては *città* と *urbe* の区別が存在する。<sup>(7)</sup>

両系列の都市概念の混同は、中世の経済的都市が封建領主の支配権から相対的に独立して政治的自治権を確立したことにより、第二系列の市民が同時に第一系列の市民にも昇格したことによって前近代においてすでに進行していたが、これを決定的なものにしたものは、近代社会の成立であった。

近代社会においては、第一に、経済が家政 (*oikonomia*) の枠を越えて国民的市場として発展し、経済的活動それ自体が政治的性格を持つようになったことによって、ポリス成立の前提であった「私的」経済的——「公的」政治的」の二項対立が意味を喪失しつつあった。

第二に、独特な政治的制度である国家が成立し、政治的市民の意味が、政治的自治権を有する人々の集団から、国家という単一の主権者に政治的権利を譲渡した「公民」(主権者の支配に服する臣民)へと変質したからである。

日本における市民社会概念の受容史の特殊性は、第一に、'bürgerliche Gesellschaft' と 'civil society' とを明確に区別する視座をほとんど持たず、従って両者ともに市民社会という訳語を充ててきたことであった。

第二に、ドイツ社会諸科学の概念枠組みの圧倒的影響の下に、市民社会の意味内容をまずドイツ語の 'bürgerliche Gesellschaft' の用法から汲み取り、その上で英仏圏の社会諸科学の古典的諸著作における 'civil society', 'société civile' の用法を、前者に整合的に解釈替えして理解するという手法を採ったことであった。ヘーゲル、マルクスの線でいったん「市民社会」概念を確定した上で、その源流をイギリス経済学説史の理論構成に遡及させる手法が、日本の社会科学者の間に一九三〇年代に確立した。これは 'bürgerliche Gesellschaft' と 'civil society' との混同の上に成り立つきわめて日本的な市民社会理解であったが、これが日本における経済学史ないし社会思想史研究の基本的パラダイムとしてこれまで通用してきた。ここから市民社会に関する以下の常識が、日本の社会科学者の間に定着した。

その常識とは、第一に、市民社会とは西欧近代社会の歴史的産物であり、すぐれて近代市民社会であるという常識（市民社会Ⅱ近代市民社会）であり、第二に、市民社会とは商品市場の発展を土台として形成された、すぐれて経済的・社会的社会（アダム・スミスが「商業的社会 the commercial society」と呼んだところの経済的規定を第一義とする社会）であるという常識（市民社会Ⅱ経済的・社会的社会）であった。

ヨーロッパにおける市民的公共性をめぐる諸理論が、二千数百年におよぶ市民社会の変遷史を背景に持つ多様な参照点を持つことを考慮するならば、今日欧米に存在する公共性に関する諸理論を単に現時点で共時的に並列し、その優劣を論じてもほとんど意味がない。重要なことは、現時点であるタイプの公共性の理論を主張することが、西洋における市民社会の歴史のどの時代において成立した概念に依拠しており、いかなる側面に照明を当

て、いかなる側面と対決することになるのか、その歴史的コンテクストを、論者自身が正しく理解することである。その際重要なことは、歴史的に新しく誕生した理論構成・意味づけをそれに先行したものよりも「より正しい」とみなす態度を戒めることである。事は西洋人たちの政治的生活の基本態度の理解に関わる。政治学の諸概念の大半が古典ギリシア・ラテン語に起源を持つことが示すように、彼らは、それらの意味が一八〇度変質するほどの意味変容を遂げているにもかかわらず、自らの政治的生活様式を表現する際にそれらの伝統的用語を放棄しなかったからである。近現代の政治的経験を伝統的に慣れ親しんできた日常的用語によってではなく、主として翻訳語を駆使して表現し、自己了解してきた非西洋的世界の文化との決定的相違が、ここにある。

## B 市民社会の古典的概念

市民社会の古典的概念の形成にあたって決定的役割を演じたものは、アリストテレスの『政治学』におけるポリスの定義であった。

アリストテレスは、ポリスを「ポリス的——政治的——共同体 *ἡ πολιτικὴ κοινωμία*」(1252a) と定義した。ポリスは、単に生きることではなく、「善く生きること *εὖ ζῆν*」を目的として結合した市民たち *πολιταί* の共同体であり、人間の形成するもろもろの共同体の中で最高最善の共同体である。ポリスが「最高最善の共同体」と見なされる理由は、このポリスの共同体においてこそ人間の自然本性 *φύσις* が完成される *τελειοθῆναι* からである。かくしてポリスは、人間にとって終局目的 *τέλος* としての自然である。人間とは、このように自己の自然の完成をめぐりて努力しつつ、ポリスの共同体の形成をもって完成に至るといふ独特の自然本性 *φύσις* を有する動物であ

るといふ認識をこめて、アリストテレスは人間を「ポリスの動物 *πολιτικὸν ζῷον*」と定義したのである (1252b-1253a)。従って、この定義によってアリストテレスは、人間が単に社会を形成し、社会の中で生活する一個の社会的存在であることを主張したのではなく、人間はその都度の必要性に迫られてさまざまな共同体を形成するよう促されるが、この共同体形成の努力は最高最善の共同体（ポリス）の形成をもって完遂されることを表現したのである。市民社会とは、人間の人間としての完成をめざしつつ最高最善の共同体を志向する人間の実践的関心の中から生まれきた制度であった。従って市民社会とは、特定の時代の歴史的な社会関係ないし制度を客観的に表示する単なる記述概念ではない。市民社会概念は、この言葉に重要な意味を付与してきた人々の実践的関心とそれに基づく現実了解の独特の認識論と切り離しては理解することができない。

古典的市民社会概念は、以下の一連の二項対立を構成する一項として（他項ではないものとして）初めて意味を持つ。

第一に、市民社会は家 *οἶκος* との対抗関係において初めて意味を獲得する。

アリストテレスは、オイコスを管理する知識と技術の全体を家政学 *οἰκονομική*、ポリスを管理するそれを政治学 *πολιτική* と呼んだ。家政学と政治学は、市民は同時に家長でもあるという一点で結びついているとはいえず、市民はオイコスの経済的活動を免除されている限りでのみ政治的共同体の成員たりうる点で、決定的に区別されていた。アリストテレスによれば、家政学は本質的に必要（然）性 *ἀνάγκη* と強制 *βία* に基づき、奴隷に委託することのできる領域であるのに対して、政治学は本質的に自由人の自由人に対する支配であり、正義に基づく倫理的領域であり、他人に委託することの許されない営為であった（ここで近代における職業的官吏に委託された政治との対照性は明白である）。

第二に、アリストテレスは、ポリスとオイコスの対抗関係を「公的なもの κοινόν」―「私的なもの κτήσιον」および「自由 ἐλευθερία」―「必要(然)性 ἀνάγκη」という二つの二項対立に対応させて理解している。つまり「公的なもの」は自由に関わり、「私的なもの」は必要に関わる。

市民社会とは、第一に、オイコスを拠点として営まれる経済的共同体ではないという意味で政治的共同体であり(経済的原理とは異質な政治的秩序としての市民社会)、第二に、国家という政治装置を必要としない市民たちの自治的政治的結合という意味で、国家(による政治的統合)とは区別される特殊な政治的社会である(国家とは異質な政治的秩序としての市民社会)。(三)市民社会は、軍事、祭祀、言語を始めとする日常生活における具体的共同性を土台として、その上に自由の領域として独自の政治的共同性を構築しようとする志向を体现する限り、それは「人権」、「国民」などの抽象的概念に基づいて匿名的不特定者を擬制的に一定の政治的秩序に統合する近代国民国家の政治理念とも対立する概念である。

### C 市民社会概念の変質 その一 国家の登場による政治概念の変質

市民社会概念は、近世ヨーロッパにおける国家の登場と共に重要な変質を蒙ることになった。<sup>(9)</sup> 国家は、西欧における絶対主義の成立と共に形成された独特な政治的支配のタイプを表示する歴史的概念である。

国家は、マキャヴェッリによって初めて西欧政治思想の中に導入された概念である。マキャヴェッリは、自由で平等な市民たちの水平的な政治的結合をモデルとする市民社会型政治理論に対して、そのような政治的共同性を一切必要としない政治的秩序形成の在り方をスタート stato と呼んだ。それは、有能な支配者(これが君主

principle)が配下の支配機構を動員して強制力を行使し、主として住民の支配者に対する恐怖心に依拠してとりあえず「平和な」政治的秩序を形成するという構想であった。

スタートがもたらした西欧の政治理論上の革命は、主として以下の点にあった。

それは、第一に、単一の支配者（の強制力）に対する住民の恐怖心を普遍化し、このように武装解除された住民に対して支配者が統一的な手法で支配を行使することによって、事後的にある種の擬制的な「政治的共同体」（支配者と被支配者を包含する言語、宗教、文化の次元での共同性を一切前提としない）を構築することが可能であることを発見したことであった。

第二に、スタートの構築は、伝統的な市民社会の土台をなしており、かつスタート型支配に対する抵抗の拠点でもあったいわゆる中間諸団体を解体し、彼等をばらばらの諸個人に分解する過程を随伴したことであった。

ここに一切の共同体的束縛から解放された近代的個人が成立する。近代個人主義はスタートによって作為的に創出された思想形態であった。他方、市民社会は、元来、個人主義を必ずしも前提としてはいなかった。

第三に、政治的権力の行使が支配者の権力機構に集中するに伴い、政治は次第に専門的職業集団による政治となっていた。これがウェーバーのいう「職業としての政治」の成立である。これに対して市民社会の政治は、本質的に非職業人による政治であった。

第四に、政治が専門的政治集団（広義の官僚たち）の手中に吸収されると共に、市民社会は次第に脱政治化されてゆく。政治的機能を国家に吸収された市民たちに残された機能は、自己保存すなわち経済的活動に邁進することだけになった。こうして国家の導入は、政治概念を決定的に変質させると共に、国家と社会という新しい二元論を生み出し、これが政治と経済の二元論と重ね合わされて、一九世紀以降、西欧近代の社会理論の基本的枠

組みを形成することになった。

第五に、国家による政治も、古典的市民社会とは違って、「善く生きる」という倫理的目的を追求することをやめ、平和を維持し、住民の経済的活動に奉仕するという経済的活動を本業として営まれるようになった(police概念の変化)。こうして政治が手段的性格を全面に押し出してくると共に、政治の自己目的性および倫理性を根拠として成り立っていた伝統的市民社会における政治と経済の二項対立は、次第に意味を失っていった。

ホッブズ以降、市民社会概念は、自然状態と対比させて、社会契約を通じて主権者が設定され、政治的統治が確立し、その結果、戦争状態が克服され、生命と所有に対する安全保障が確立された状態を表現する概念として使用され始める。<sup>10</sup>従って、ホッブズにとっては、市民的状态(civil state)、市民社会(civil society)、市民的統治(civil government)、市民的権力(civil power)などの諸概念は、すべて自然状態に對置される同義概念である。ここに国家と等置される市民社会概念が初めて成立した。

#### D 市民社会概念の変質 その二 オイコス(οἶκος)の崩壊、家族とポリテイカル・エコノミー(πολιτικὸν οἶκον)の登場

国家の登場は、政治的機能を独占した国家と脱政治化された社会という近代的な二元的状況を生みだしつつあったが、同時に脱政治化された社会の内部でも決定的な変化が生じた。それは経済的活動を一手に引き受けていたオイコスが分解し、経済的活動はオイコスの枠を越えて、ポリス規模で遂行されるものと観念されるようになったことであり(ポリスのオイコス=political economyの成立)、他方で経営体としての家から経営的機能が剥奪されて(家政と経営の分離)、消費共同体を基本的性格とする家族が成立しつつあったことであった。ここで

家族とは familia, family, famille, Famille などの訳語である。家族はわざわざ近代家族と言うまでもなく、近代的概念である。

ポリテイカル・エコノミーは、ジェイムズ・スチューアト、デイヴィッド・ヒュームやアダム・スミスらによって学問世界に導入された概念であるが、これによってポリス・オイクスの二項対立図式の上に成立していた市民社会は、重大な意味変質を蒙るようになった。市民社会という用語と並んで、文明化 civilization ないし文明化された社会 civilized society という概念が、登場するようになる。後者は、商品生産と分業に基づく生産諸力の上昇の結果として人々の生活様式が次第に富裕となり、洗練されてゆく過程を表示する経済学的概念であった。ここに civil という用語を、(一) 非政治的な意味で、主として経済的社会的特殊な発展段階を表示する概念として使用する全く新しい用法が生み出されると共に、(二) civil という用語が西欧近代のメルクマールとして使用される時代が開始された。

とはいえアダム・スミス自身は、「文明化された社会 civilized society」と「市民社会 civil society」を厳密に区別していた。

文明(化) civilization ないし文明化された civilized 状態とは、分業に基づいて生産諸力が高度に発展した状態を意味し、「未開かつ野蛮な社会」に対置される用語であるが、他方、市民社会は正義の原理の貫徹する社会という意味であくまでも政治的社會を意味していた。その意味でスミスもまた、ホッブズ以降の市民社会概念すなわち国家と等置された政治的社會としての市民社会という理解に忠実であった<sup>1)</sup>。

このことを、『法学講義』において確認しておきたい。

「ホッブズ氏は良俗のひとつの体系を樹立しようと努め、これによって人々の意識を市民的(政治的)権力 civil

power に服従させようとした。この良俗の体系は、為政者の意志を行動の唯一の正当な規則と見なした。ホッブズ氏によれば市民社会の設立 the establishment of civil society 以前には人類は戦争状態にあった。そして自然状態の害悪を避けるために、人々は、一切の争論を裁決する一人の共通の主権者に従うという契約を結んだのであった。氏によれば、主権者の意志への服従こそが、市民的統治を構成した constituted civil government...」(Smith 1978, p.397 訳一九一―二〇頁)。

ここでは明らかに、「市民社会の設立」とは、「市民的統治を構成」することであり、これは、単一の主権者の意志にすべての人々が服従する契約を結ぶことであり、このことはまた「市民的〔政治的〕権力」を設立することと言い換えられている。

「法 law の四大目的は、正義 Justice、民政 Police、公収入 Revenue、軍備 Arms である。正義の目的は、侵害からの安全保障である。そしてこれが市民的統治 civil government の基礎なのである。民政の目的は、商品の安価、公共の安全および清潔である。」(ibid. p.398 訳二二頁)。

スミスの「市民的統治」は、政治的国家を表示する概念であるが、しかし「市民的統治」の設立目的の中にすでに、従来の政治的公共体が担当しなかった仕事が入り込んでいる。それは、ネイションを構成する国民一人一人の生活水準を向上させ、富裕化を増進させるための様々な政策であり、それらは一括してポリスと総称されている。本来、オイコス的外部にあってオイコスの仕事(生活の必要の充足)とは異なる倫理的目的(自由)を実現するために設立されたポリスが、今では、安価な商品を潤沢に供給すること、都市を清潔にすることなど、「共通の主権者」に服従する市民達の生活要求に応える政策体系の呼称に転化してしまっている<sup>12)</sup>。

次に、「文明化された社会」について考察する。

「一国の富裕を増加させるものは分業である。文明化された社会 a civilized society においては、確かに分業が行われているけれども、平等な分割というものは存在しない。というのも、全く労働しないかなりの人数の人々が存在するからである。富裕の分割は、仕事に対応してはいない。商人の富裕は、彼の事務員全員の富裕よりも大きいが、商人はかれらより少ししか働かない。：室内で気楽に働く職人は、休憩時間も与えられず重い足取りであちらこちらこきつかわれるあわれな労働者よりも、はるかに多くを得ている。こうして、いわば社会の重荷を担っている者が、最も少ない利益しか受け取っていないのである。」(ibid. p.489f. 訳二七一頁)。

スミスにとって「文明化された社会」とは、第一に、分業の導入によって生産諸力が向上し、富裕が社会全体に行き渡った社会のことであった。しかし、第二に、この社会においては、富裕の分配は「仕事に対応」しておらず、その結果、「社会の重荷を担っている」最底辺の労働者に最も不利益となるような不平等な分配が支配的である。にもかかわらず、第三に、最底辺の「日雇い労働者」の生活水準さえも、文明化されていない社会におけるどの首長たちのそれをも凌駕している、<sup>13)</sup> そういう社会のことであった。

市民社会が、一方では国家に吸収され、他方ではポリテイカル・エコノミーとして登場した経済社会に解消されつつあった一八世紀において、大部分の啓蒙思想家がこの変質過程を肯定する立場をとった中で、この傾向にあくまでも反対し、市民社会の伝統的概念を擁護しようとした例外的な思想家がルソーであった。

「国家」に対する対決は「主権は譲渡できない」という有名なテーゼのうちに集約されていると考えられるが、市民社会と「市民社会」の混同に対してルソーは次のように警告を発している。

「シテ cite」という言葉の真実の意味は、近代人たちの間ではほとんど完全に消えてしまった。大部分の人々は、市 ville をシテ cite と取り違え、ブルジョワをシトワイヤンと取り違えている。家々 les maisons 「オイコス」

が集まっても市ができるだけであり、シトワイヤンが集合して初めてシテができることを、彼等は知らないのだ。」(Rousseau 1964a, p.361)。

ルソーは近代市民社会の特質を「シトワイヤンのブルジョワとの取り違え」として正確に把握している。<sup>(14)</sup>

ホッブズ以来、国家すなわち共通の主権者を設立して自然状態から抜け出すことそれ自体を市民社会と見なす慣行が成立していたが、ルソーはこれに反対して、そこにおいて人民が主権者という実質を放棄しない国家のみを市民社会と見なすという新しい解釈を導入した。ルソーの市民社会概念は、制度としての国家を前提している点で、もはや古典古代期の市民社会とは異なる概念であるが、古典古代的概念の実質を可能な限り、近代的市民社会概念の中に再生させようと努力している点において、市民社会概念史上、独特の位置を占めている。ルソーとともに古典的な市民社会概念は、現存する国家を批判するための準拠点として再活用されて行く。

## E Bürgerliche Gesellschaft 概念の特殊性 ドイツにおける市民社会概念の不在

カントは、基本的に、ホッブズによって導入された市民社会概念に準拠していた。カントにおいて *bürgerliche Gesellschaft* は、市民社会 *societas civilis* の訳語であった。

「自然法 *das Naturrecht* の最高区分は、…自然法 *das natürliche Recht* と社会法 *das gesellschaftliche Recht* という区分ではありえず、自然法と市民法 *das bürgerliche Recht* という区分でなければならぬ。このうち自然法は私法 *das Privatrecht*、市民法は公法 *das öffentliche Recht* と呼ばれている。というのは自然状態 *der Naturzustand* に対立しているものは、社会的状態 *der gesellschaftliche Zustand* ではなく、市民的

状態 der bürgerliche Zustand であるからだ。なぜなら自然状態においてもたしかに社会は存在しうるが、(公的諸法律によって私のものとあなたのもの〔各人の所有〕が保証される) 市民社会 bürgerliche Gesellschaft だけは存在することができないからである。」(『人倫の形而上学』Kant 1977, S.350 訳 六四頁)。

上の引用においてカントが自然状態においても「社会は存在しうる」と主張している点において、カントがホッブズの「自然状態」ではなく、むしろロックの「自然状態」に依拠していることは、明らかであるが、市民社会概念を「自然状態」に対立する状態として把握する思考様式は、ホッブズに由来する。

市民社会概念を救出するためには、第一に、政治的社会としての市民社会を、主として経済的社会としての(市民社会)から区別すること、これを諸個人の資質に即して表現すれば、シトワイヤンとブルジョワを区別することが重要であり、第二に、政治的社会的内部規定としては市民社会を国家から区別することが、是非とも必要である。

国家と区別される市民社会概念を同時代の政治的状况に即して構想する上で、西洋近代の政治思想史において一つの頂点をなしているのは、カントであった。

カントは、「理性の公的使用」と「世界市民的体制」という概念を提示することによって、同時代の国民国家を相対化し、それを批判する視点を市民社会論として具体化することができた。

カントは一七八四年以降、同時代の政治的諸問題に積極的に発言し始める。この年に発表された「啓蒙とは何か」は、次の有名な一文から始まる。

「啓蒙とは人間が自ら招いた未成年状態から抜け出すことである。未成年状態とは、他人の指導なしには自分の悟性を使用する能力がないことである」(Kant 1977a, S.53 訳 二五頁)。

そしてこの「啓蒙」を実現するためにカントが要請したものはただ一つのことだけであった。それは、「あらゆる事柄について自分の理性を公的に使用する自由」(Kant 1977a, S.55 訳二七頁)であった。

「自分の理性の公的使用 der öffentliche Gebrauch seiner Vernunft は、常に自由でなければならず、これのみが人々の間で啓蒙を実現させることができる。他方、理性の私的使用の方はしばしば極端に制限されてもかまわない。そうしたからといって啓蒙の進歩が格別妨げられるわけではない。さて私は、自分自身の理性の公的使用を、ある人が読者世界の公衆全体を前にして学者 Gelehrter として理性を使用することと解している。私が「理性の」私的使用と名づけるものは、ある人が彼に委託された市民「公民」としての地位または職務において許容される理性使用のことである。ところで公共体 das gemeine Wesen の関心事となる諸業務には一定の機構 Mechanism が必要であるものがあり、これによって公共体の若干の成員たちはもっぱら受動的な態度をとらざるをえない。…後者の場合には、議論する räsonnieren することはもちろん許されず、服従しなければならぬ。しかし、機構 Maschine に属する同じ成員たちが、「機構の一員である」と同時に自らを一つの公共体全体 ein ganzes gemeins Wesen の成員、それどころか更に、世界市民社会 Weltbürgergesellschaft の成員と見なすかぎりには、従って書物を通して本来の意味における公衆に語りかける学者の資格においてそうするかぎりには、かれらは議論することが許される。議論したからといって、彼等が受動的成員として「機構の一部」として配置されている諸業務に支障を来すわけではない。」(Kant 1977a, S.55f. 訳二八―二九頁)。

カントは市民社会を、国家を設立する市民社会と国家を越える世界市民社会という二段階構成を持つものとして構想している。このうち前者の市民社会は、現存する諸国家として実定化されている市民社会であるが、後者はただ理念としてのみ存在する市民社会であるに過ぎない。しかし理念としてであれ、諸個人が「世界市民社会

の成員」として理性を「公的に使用する」自由が承認されることによって、各人が所属する国家の「公的」な政治的活動全般を厳しく監視し、それを随時批判するという課題が市民社会の仕事として開拓されたことの意義は、限りなく大きい。カントの「世界市民社会」論は、グローバル化が進行する現代社会においてますますその市民社会論としての重要性和輝きを増してきていると言える。<sup>(16)</sup>

Bürgerliche Gesellschaftを市民社会から〈市民社会〉へと転換させた功績は、ヘーゲルに帰せられる。

ヘーゲルの『法哲学』の革命的意義は、西欧近代社会に進行していた市民社会の意味喪失過程を、そしてそれに代わって政治的国家—ポリティカル・エコノミー—家族という新しい三項的状况が成立してきた過程をほとんどリアル・タイムで理論化することに成功した点であった。ヘーゲルの『法哲学』第三部「人倫 Sittlichkeit」の三部構成にそれは見事に具体化されている。ヘーゲルの偉大さは、従って、彼が市民社会論を展開したことにあ  
るのではなく、むしろそれを放棄したことに求めるべきである。<sup>(17)</sup>

ヘーゲルの『法哲学』における Bürgerliche Gesellschaftは、市民社会 civil societyではなく、ポリティカル・エコノミーの成立下における〈市民社会〉を意味している。

「(考察の)対象は、「抽象的」法においては人格、道德的立場では主体、家族では家族成員、〈市民社会〉die bürgerliche Gesellschaftは一般に Bürger (bourgeois と) (S) である……」 (§190 Anm., Hegel 1970, S. 348)。

ここでヘーゲルは彼の理解する〈市民社会〉の構成員たる Bürgerが、市民 citizenではなく〈市民〉bourgeoisであるとはっきりと認識している。

「この全面的依存性の体制は、さしあたり、**外的国家** *der aüssere Staat* —つまり**強制国家** *Nothstaat* および**悟性国家** *Verstandesstaat* —と見なす」(§183, *ibid.*, S.340)。

「諸個人は、この外的国家の〈市民〉*Bürger*としては、自分自身の諸利益を目的とする**私的諸人格** *Privatpersonen*である。」 (§187, *ibid.*, S.343)。

「自分自身の諸利益を目的とする私的諸人格」としての「市民」とは、市民 *citoyen* ではなく〈市民〉*bourgeois* である。

「〈市民社会〉は、家族と国家の間にはさまる差別態である。とはいえ〈市民社会〉の形成は、国家の形成よりも後に行なわれた。というのは〈市民社会〉は差別態としては国家を前提しているからである。……〈市民社会〉の創造は現代世界に属する。」 (§182 *Zusatz*, *ibid.*, S.339)。

ここでヘーゲルが主張している〈市民社会〉に対する国家の概念的先行性は、歴史的事実にも対応している。もし仮に *Bürgerliche Gesellschaft* が市民社会の訳語であったとしたら、それは二千数百年の歴史を持つことになったであろう。その創造が「現代世界に属する」*bürgerliche Gesellschaft* は、市民社会ではありえない。ところがヘーゲルの『法哲学』には、以上考察したような欲求と分業のシステムとしての〈市民社会〉と密接に関連してはいるが、それとは概念的に区別されるべきもう一つの〈市民社会〉の規定が見出される。それは、諸個人の生命及び所有の維持を目的として設立された国家を〈市民社会〉とする規定である。

「国家がたんに『〈市民社会〉』にすぎないと見なされ、諸個人の生命と所有との**安全保障**だけが国家の終局目的であると見なされる場合、そこにはとんでもない思い違ひがある。」 (§324 *Anm.*, *ibid.*, S.492)。

「国家が『〈市民社会〉』と混同され、国家の使命が所有および人格的自由の安全と保護に置かれる場合には、

各々の個々人の利益が、かれらがそのために一体化される最終目的なのである。ここから、国家の成員であることは任意の事柄であるという結論が出てくる。」 (§258 Ann. *ibid.* S.399)。

ここでヘーゲルが批判しているものは、いわゆる社会契約論における国家规定である。しかし諸個人が自らの生命と所有をめぐって互いに競争するアリーナである〈市民社会〉それ自体と、国家が「諸個人の生命と所有との安全保障」を最終目的として設立され、そのために運営されることは、本来、性格を異にする二つの事柄である。前者は、国家の外部に存在する経済的社会的規定であり、後者は、政治的社会的な一規定（たとえヘーゲルがそれに反対であるとしても）である。前者は、*civil society, société civile* と翻訳する<sup>(1)</sup>とができない。〈市民社会〉であり、後者はそのように翻訳することができる市民社会である。

ヘーゲル『法哲学』の〈市民社会〉は、経済的社會としての〈市民社会〉と国家の一類型としての市民社会を共に〈市民社会〉という同一概念によって表現させたために、概念の混乱状態を引き起こしている。<sup>(18)</sup>ヘーゲルの〈市民社会〉および「国家」(注一八参照)が経済的領域と政治的領域の両方にまたがる概念として構想されていることを筆者は「概念の混乱状態」と呼んだが、しかしヘーゲル自身はこれを意図的に、ある一つの目的をもつて行ったのである。その目的とは、誤解を恐れずに言えば、近代社会の政治理論からシトワイヤン概念およびシトワイヤンを主体的構成員とする市民社会概念を清算することであったと言うことができる。以下にそのことの証明を試みたい。

最初に、先に引用した第一九〇節からの引用に対して素朴な疑問を投げかけてみたい。それは、以下のような内容であった。

「考察の」対象は、「抽象的」法においては人格、道徳的立場では主体、家族では家族成員、〈市民社会〉*die*

bürgerliche Gesellschaft は一般に「市民」 Bürger (bourgeois とする) とある……」 (§190 Anm. Ibid. S. 348)。

「素朴な疑問」とは、『法哲学』が全三部構成からなり、第三部が三章構成をなしていることを考慮すれば、上の引用において、第一部「抽象的法」においては「人格」、第二部「道徳」においては「主体」、第三部の第一章「家族」においては「家族成員」、その第二章「市民社会」においては「市民」(ブルジョアとしての)「が考察の対象となるとまで言っておきながら、最終章「国家」においては「誰」が考察の対象となるのか、何も語っていないのはなぜなのか、という疑問である。

ヘーゲル以外の同時代の政治理論家(例えばカント)であれば、ここに「市民(シトワイヤンとしての)」が挙げられることは疑いがない。それではヘーゲルも同じように考えていたのであろうか。上述の第一九〇節の引用文の中に、第三部第三章「国家」についての記述が存在しないのは、この節がたまたま第二章の冒頭部分にあり、後続する第三章について述べる必要がなかったからであるという好意的な「解釈」も可能であろう。もしそうだとすると、ヘーゲルが第三部第三章のどこかで「市民(シトワイヤンとしての)」という表現を用いても良さそうなものであるが、ヘーゲルは「市民(シトワイヤンとしての)」という用語は一度も用いていない。「シトワイヤンとしての」という但し書きを付けた方が良いような文章が存在するにもかかわらず、ヘーゲルはそうしていない。

「義務と権利とが一体化するという概念こそ、最も重要な諸規定の一つであり、諸国家の内的な強さを含んでいる。…個人は、義務の面から見れば臣民に過ぎないが、市民としては、義務を履行することによって、自分の人格と所有とを保護してもらい、自分の特殊な福祉に配慮してもらい、そして自己の実体的本質を満足させ、

この全体（「国家」の成員であるという意識と自己感情を得るのである。そして国家は、個人が彼の諸義務を国家に対する給付および職務として達成することによって、維持され存続するのである。」（\$261 Anm. ibid. S. 409 傍点は筆者）。

「一人の父親が自分の息子を倫理的に教育する最善の仕方について質問した時、あるピタゴラス派の学者は、こう答えた。『それは、息子さんを良い法律を持った国家の市民になさるゝことですよ』と。」（\$153 Anm. ibid. S. 303 傍点は筆者）。「ある良い国家の市民であることによって、個人は初めておのれの権利を得るに至るのである。」（\$153 Zusatz, ibid. S. 303 傍点は筆者）。

上の引用において傍点を付した「市民」は、すべてブルジョワではなくシトワイヤンとしての市民でなければならない。しかし『法哲学』においてヘーゲルは、シトワイヤンという用語を使用することを拒んでいる。

『イエーナ精神哲学 一八〇五—〇六年』においては、ヘーゲルはまだ次のように主張することができた。

「同じ個人が、自分および自分の家族のために労働し、契約を結ぶなどのことをすると同様に、普遍的なもののためにも労働し、これを目的とする。個人は、前者の面から見ればブルジョワであり、後者の面から見ればシトワイヤンである。」（Hegel 1969, S. 249）。

『イエーナ精神哲学』においては、個人はシトワイヤンとしてはじめて「普遍的なもののために労働する」ことができた。しかし『法哲学』においては、個人は「普遍的なもののために労働する」が、それはもはやシトワイヤンとしての資格を必要とはしない。ヘーゲルが『法哲学』において構想したものは、シトワイヤン概念を登場させない「市民社会」—国家の理論であり、そのことによって市民社会概念を近代社会の政治理論から放逐することであった（ヘーゲルのこの企図は、少なくともドイツ語圏においては実現されたといえる）。

このことを証明するために、われわれは『法哲学』第三部第三章「国家」における市民の存在性格について考察してみたい。ヘーゲルは「立法権 *die gesetzgebende Gewalt*」に関する節においてフォルクについて次に述べている。ドイツ語のフォルクには、人民、国民、民衆、民族など多くの意味があるが、ここではとりあえず「国民」という訳語を充てた。

「普通の意識〔常識〕が、議会 *Stände* の同意を得ることの必要性和有用性についてさしあたり通例抱いている観念は、とりわけ次のようなものだ。国民 *das Volk* から選ばれた代議士たちは、それぞれどこか国民でさえも、国民の福利 *sein Beste* に役立つものは何かを最も良く理解しているに違いないという観念、そして国民は、この福利に対して疑いもなく最善の意志を持つているという観念である。ところが第一の観念に関して言えば、  
 実情はむしろ逆であって、国民とは、この言葉が一つの国家の構成員のある特殊な部分を言い表す時には、自分<sup>が</sup>何<sup>を</sup>欲<sup>し</sup>て<sup>い</sup>る<sup>の</sup>か<sup>を</sup>知<sup>ら</sup>な<sup>い</sup>部<sup>分</sup>の<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>表<sup>し</sup>て<sup>い</sup>る<sup>の</sup>である。人が欲するものを知ること、ましてや、即かつ対自的に存在する意志である理性が欲していることを知ることは、深い認識と洞察の果実なのであって、こういうことは国民の自分ではないのだ。：他方、一般的な福利に対して議會は格別に善い意志を持つているという第二の観念に関して言えば、：政府の側に悪意や余り善くない意志があると前提してかかることは、賤民の見方、総じて否定的なものの立場に属する。」(§301 Anm. Hegel 1970, S.469f.)

ここで「国民」とは、選挙を通して代議士を選出する権利を持つている有権者層のことをさしているが、この「国民」は「深い認識と洞察」に欠けており「自分が何を欲しているのかを知らない部分」であると言われている。有権者の投票行動が、事実認識の問題として、このような一面を持つことは否定できないが、これを「国民」の本質に関わる規定として立ててしまえば、シトワイヤンとしての国民の存在性格それ自体が原理的に否定され

てしまふ。

これに対して「国民の福利……を最も良く理解している」社会層としてヘーゲルが最も信頼を寄せているのは、「最高位の国家官僚たち」であった。

「最高位の国家官僚たち die höchsten Staatsbeamten のほうが、国家の機構や要求の本性についてより深く、かつより包括的な見識を必然的に備えているとともに、これらの職務に関するより大きな技能と習慣を必然的に備えており、議会がなくても彼等は、最善のことをなすことができる。……議会以外の国家諸制度のうちには、公共的福祉と理性的自由の保障が議会よりもはるかに強力に存在するのである。」(§301 Anm. ibid. S.469f.)。

国家に必要な案件について審議し、諸法律や諸施策について適切な決定を下すという、通常立法府に属すると見なされている諸機能に関して言えば、それらは、行政府の高位官僚たちの方が、はるかに優れた能力と経験を持っている。従って国家意志を適切に審議し決定するための議会の「必要性」や「有用性」を云々しても、ほとんど意味がない。

それでは、議会の存在理由はどこにあるのだろうか。

「それゆえ議会本来の概念規定は、普遍的自由の主観的契機すなわち〈市民社会〉と呼ばれた領域自身の洞察と意志とが、議会という形で国家との関連において存在するに至るといふ点に求められなければならない。この〔主観的〕契機が総体性にまで展開された理念の一契機(として不可欠)であるといふこの内的必然性を〔国家に対する議会の〕外的な必要性や有用性と混同してはならない。」(§301 Anm. ibid. S.471)。

議会の役割は、「〈市民社会〉と呼ばれた領域自身の洞察と意志とが、議会という形で国家との関連において存在するに至る」というただこの一点に見出される。〈市民社会〉を代表する契機である「普遍的自由の主観的契機」

が、議会という制度のお陰で、国家の中にしかるべき居場所を持つこと、そのことによって理念が「総体性にまで展開」されるといふ課題が成就することが、ヘーゲルにとって重要なのである。

行政権力は立法府を通じて国民のチェックを受けなければ腐敗するという三権分立の思想を、ヘーゲルは国家の理念的一体性を破壊するものとして繰り返し批判する。政府の側に国民の福祉を裏切るような傾向があると前提してかかるのは「賤民の見方」であると、ヘーゲルは言う。

「議会の本来の意味をなすものは、国家が議会を通して国民の主観的意識の中に入り込んで行くとともに、国民が国家に関与し始めることである。」 (§301 Zusatz, *ibid.* S.471)。

「議会という制度は、議会を通して国家の案件がそれ自体として *an sich* 最も良く審議され決定されるという使命をもつわけではない。この面については議会という制度は付足し *ein Zuwachs* (不可欠の制度ではないが、それが付加することによって多少は役に立つもの) にすぎない。この制度の独特な使命は、統治に関与していない〈市民社会〉の諸成員のために議会が一般的諸案件についてともに知り、ともに協議し、ともに決定するという形で、形式的自由の契機がその権利を得るといふ点にある。」 (§314 *ibid.* S.482)。

議会の存在理由は、〈市民社会〉の成員達が自分たちもまた「国家に関与している」という自己意識を持つことができる点にある。しかもヘーゲルは、〈市民社会〉の成員たちが議会を媒介として国家に関与する際に、シトワイヤンとして審議し決定に参加することを要求していない。かれらは、「私的身分」のまま、ブルジョワとしてそのまま政治的意義を獲得することができるのである。

「普遍的身分、より詳しくは統治の勤めに献身する身分は、自らの使命において直接に、普遍的なものを自分の本質的な活動の目的としなければならないが、「これに対して」立法権の議会的要素においては、私的身分が

一つの政治的意義と政治的働きとを獲得するに至るのである。」 (§303 *ibid.* S.473)。

前に引用した『イエーナ精神哲学』からの引用においては、「普遍的なもののために労働し、これを目的とする」主体がシトワイヤンであった。しかし『法哲学』においては、「普遍的なものを自分の本質的な活動の目的としなければならぬ」のは「普遍的身分」(官僚、軍人、裁判官)だけである。他方、普通の〈市民〉は「私的身分」(ブルジョワ)のまま、「政治的意義と政治的働きとを獲得する」ことが約束される。〈市民〉が「私的身分」(ブルジョワ)のまま、「政治的意義と政治的働きとを獲得する」ことの結果として、立法府には〈市民社会〉における経済的諸身分の区別がそのまま持ち込まれる。すなわち「実体的身分」(土地貴族)は上院に、「反省的身分」(商人、製造業者、手工業者)は下院にそれぞれ配置される。

他方で、ヘーゲルは、〈市民社会〉を構成する諸個人がシトワイヤンとして政治的諸問題に関して発言し行動すべきであるとする見方を「原子論的で抽象的な見方」であると繰り返し批判している。

「フォルク〔民衆、人民、国民、民族など様々な意味を持つ〕を個人としての多数の人々と理解することが世間では好まれているが、多数の人々とは……一つの定形を欠いた大衆 *eine formlose Masse* にすぎない。彼等が運動と行為にたちあがるとすれば、それは、まさに彼等が定形を欠いているが故に、ひたすら解体的であり没理性的であり野性的で恐怖すべきものとなるであろう。」 (§303 *Ann. ibid.* S.473)。

「すべての人々が国家の構成員であり、国家の諸案件はすべての人々の諸案件であるがゆえに、すべての人々が個人として国家の一般的諸案件の審議と決議とに参与すべきである……とする、このような考え方は、一切の理性的形式を抜きにして国家有機体の内に民主主義的要素を持ち込もうとする考え方のことである。」 (§308 *Ann. ibid.* S.477)。

「市民」が、シトワイヤンとして政治に関与する際には、自分が「市民」として職業上所屬している身分や職業団体の利害を括弧に入れて、できるかぎり公共的利益の立場から判断し行動するべきであるという考え方が市民社会論の常識であったが、ヘーゲルは、いかなる資格においてであれ個人が個人として政治的に登場する余地を与えるならば、政治は諸個人の主観的恣意が跋扈するカオスに陥り、有機体としての国家は解体されてしまうと考えた。「市民社会」において諸個人は折角それぞれ職業団体に組織され、その結果、自分の所屬する団体の一員として思考し行動するという「教養」を修得したのだ。団体の一員として振る舞うという「教養」は「市民」たちが政治的生活に参加する時にも維持されるべきだ、これがヘーゲルの主張であった。

「市民社会」において「せつかく諸団体 *Kreise* という形で共同体 *Genwinwesen* が既に存在しているのに、それらが政治的なもの、すなわち最高の具体的普遍性の立場へと入り込んで行く場合には、諸共同体をもつ一度多数の諸個人に分解するという考え方（ルソーやカントの考え方）は、それによってまさに、「市民的」生活と政治的生活を互いに分離させ、政治的生活をいわば宙に浮かせるのである。というのは、こうした考え方によれば、政治的生活の土台は恣意 *Willkür* や私見 *Meinung* という抽象的な個別性となり、それゆえ偶然的なものになってしまふであろうからである。この種の諸理論の考え方においては、総じて「市民社会」の諸身分と政治的意味を持つ諸身分とが互いに著しく分離されているのではあるが、「市民的」と「政治的」というこの言葉は、にもかかわらず、とにかく以前には存在していた両者の「意味上の」合一を今なお保っているのである。」 (§303 Anm. *ibid.* S.474)。

上の引用文の最後の文章には、ヘーゲル特有の老獪なトリックが秘められている。

「市民的」 *bürgerlich* と「政治的」 *politisch* という言葉を「互いに分離」せよと主張している人（ルソー、カ

ント)がいるが、そもそもこの二つの言葉は語源的に同義ではなかったのか、だから、この点から見ても、両者を分離するのはおかしいではないかと、ヘーゲルは言っている。しかし、これはドイツ語の *bürgerlich* に「市民的 *civil*」と「市民的 *bourgeois*」の二義があることを利用した狡猾なトリックである。

ヘーゲル以前において「市民的」と「政治的」が一致していたのは、「市民的」が *civil* の訳語だったからであった。ところがヘーゲルが『法哲学』で目論んでいることは、*bourgeois* の訳語としての「市民的」を「政治的」と一致させることなのである。*bourgeois* と区別された *civil* は、『法哲学』の体系内では肯定的な存在理由を見出すことができない。

ヘーゲルによれば、諸個人は、自らが所属する職業団体、身分団体の代表としての資格でしか政治的社会的の構成員となることができない。

「具体的国家は、自らの特殊な諸団体に分節化されている全体である。国家成員とは、そのような身分に属する一成員〔シトワイヤンではなくブルジョワ〕である。国家成員は、ただこのような〔身分の成員という〕客観的規定においてのみ、国家においては考慮されるのである。総じて国家成員の普遍的規定には、(一)私的人格であるとともに、(二)思考する者として普遍的なものを意識し意欲するといふ二重の契機が含まれている。しかし普遍的なものを意識し意欲することは、それが特殊性―そして特殊性とは〔国家成員のブルジョワとしての〕特殊な身分および規定〔使命〕のことである―で満たされている場合にのみ、…充実し、現実に生氣に満ちたものとなる。…従って個人は、普遍的なものに対する自分の現実的かつ生氣に満ちた使命をまずもって職業団体、地方自治体等の自分の所属する領域において達成するのである。」(§308 Ann. *ibid.* S.477)。

このことを実現するためにヘーゲルは、国会議員を有権者が所属する職業団体ごとに選挙する方式を提案する。

その場合、議員選挙はいわば各業界の利益代表者を選出するという意味を持つ。

「代議士が代表者と見なされる場合、このことが一つの有機的に理性的な意味を持つのはただ、代議士が個人<sup>・</sup>の代表者<sup>・</sup>、多数の衆の代表者ではなく、〈市民〉社会の本質的諸領域の一つの代表者<sup>・</sup>：である場合だけである。」(§311 Anm. ibid. S.480)。

各職業団体の構成員が、自分たちの団体の特殊な要求、特殊な利害に精通しているリーダーを代議士として選出し、議会に派遣するのであるから、「選挙することは、そもそも余計なことであるか、私見と恣意とのとるに足らない遊びに帰着する」 (§311 ibid. S.480)。

「団体精神 der Korporationsgeist は、それが国家のもとに〔団体の〕特殊な諸目的を維持する手段を持つことによって、団体精神としてありながら同時に国家精神 der Geist des Staats へと転化する。これこそが、〈市民〉たちの愛国心の秘密なのである。つまり〈市民〉たちは、国家が〈市民〉たちの特殊な諸領域およびそれらの権限、権威と福祉とを維持してくれるが故に、〈市民〉たちが国家を自分の実体として知るといふ面からして、〈市民〉たちは愛国心を抱くようになるからである。」 (§289 Anm. ibid. S.458)。

「団体精神」を多少洗練して、これをそのまま「国家精神」へと昇格させること、これがヘーゲルが〈市民〉たちに要求したことのほとんどすべてであった。〈市民〉たちは議会においても自分が所属する職業団体の利害代表者として行動すればよい。国家が職業団体のあくまでも特殊な利益の維持のために腐心する姿を目にすることによって、〈市民〉たちはブルジョワとして「愛国心」を抱くようになる<sup>19)</sup>。

〈市民社会〉と国家を概念的に区別したことをヘーゲルの『法哲学』の功績として高く評価することが、学問

界の常識として通用しているが、この常識に対して筆者は以下のような疑問を抱いている。

第一に、ヘーゲル以前の政治理論家が「市民社会」と国家を同義と見なしていた」と言われる場合、国家と等置された市民社会は *societas civilis* としての市民社会であって「市民社会」ではない。そもそも「市民社会」という概念それ自体がヘーゲルの独創なのである。従ってヘーゲル以前の理論家たちは「市民社会」と国家を等置することさえできない。

第二に、ヘーゲル自身は、ホッブズからカントに至る近代自然法理論の国家Ⅱ市民社会理解、つまり「諸個人の生命および所有権の安全保障を国家設立の最終目的とみなす」国家観を「国家を「市民社会」と混同」するにとどめ批判している。

この場合、ヘーゲルが司法や福祉行政を経済的分業のシステムとともに「市民社会」の構成契機として把握しているのが、この批判は一見すると妥当しているように見える。しかし、「諸個人の生命および所有権の安全保障」が「国家設立の最終目的」とみなされるのは、国家を「市民社会」と取り違えたために起こったことなのではなく、そもそもヨーロッパ近世の歴史的産物である国家それ自体が、本質的に「生命および所有権の安全保障」以外の設立目的を認めない政治制度であったからである。ヘーゲルが『法哲学』で展開した国家も、平時においては、「市民」たちの所有の保護と福祉以外の具体的仕事はほとんどない。とすればこの事態を「国家を「市民社会」と混同すること」と表現することは、不適切である。

第三に、ヘーゲル自身の論理構成において、国家はたしかに制度上は「市民社会」から区別されているはいるが、しかしこの区別は、「市民社会」の構成員の政治的権利および能力の次元においてはほとんど具体化されていない。「市民社会」の構成員たちはブルジョアとしての存在規定のまま（シトワイヤンとしての活動空間を保証

されることなく) 国家的活動に参画することを求められている。その意味では、国家と〈市民社会〉を「取り違え」ているのは、むしろヘーゲルの方ではないか、と考えられる。

第四に、ヘーゲルが問題としているのは国家と〈市民社会〉との区別にすぎない。しかし市民社会論にとって核心的な問題は、市民社会を国家から区別することである。ヘーゲルが、市民社会概念を社会理論から放逐したことは、その後のドイツにおいて、国家とは区別された政治的公共性(ハーバーマスの言う「私的公共性」ではなく)の問題を理論的に展開するための拠点を奪ってしまおうという否定的な影響を及ぼした。

「国家は客観的精神であるから、個人自身が客観性、真理および倫理性を持つのは、彼が国家の一成員である限りでのことである。〔諸個人の〕連合・*Vereinigung* そのものが、それ自体彼等の真実な内容および目的なのであり、ある普遍的な生活を送ることが彼等の使命である。」 (§258 Ann. *ibid.* S.399)。

上の引用において「ある普遍的な生活を送る」ために諸個人が「連合」(＝連帯)することが諸個人の市民としての「使命」である。そしてこれを実現する条件を、ヘーゲルのように「国家の一成員である限りでのこと」に限定しないことが、市民社会を国家から区別するための前提なのである。

#### F マルクスにおける *bürgerliche Gesellschaft* の概念と用法

マルクスにおける *bürgerliche Gesellschaft* の概念と用法については、本稿においては、詳論することができない。稿を改めて、詳しく検討することにした。そこで本稿においては、簡単な見取り図を提示することに留めたい。

マルクスの *bürgerliche Gesellschaft* の概念と用法は、基本的には、ヘーゲル『法哲学』のそれを踏襲するものであった。その意味で、マルクスの *bürgerliche Gesellschaft* は、市民社会ではなく、*市民社会* であった。ヘーゲルとの違いは、ヘーゲルにあつては経済的領域と政治的領域にまたがって構想されていた *市民社会* が、マルクスにおいては経済的領域のみをカバーする概念として純化されたことである。マルクスの *bürgerliche Gesellschaft* が *市民社会* ではないことを示す例を挙げる。

「フランス人とイギリス人たちはともかく歴史に唯物論的な土台を与えようとする最初の試みをなした。というのは、彼らが *市民社会* *die bürgerliche Gesellschaft* の歴史すなわち商業と工業の歴史を初めて書いたからである。」(Marx et al. 2004, S.13)。

「従来のあるゆる歴史的諸段階に現前した、生産諸力によって制約されそして生産諸力を制約しかえすところの交通形態、それが *市民社会* である。…この *市民社会*こそが歴史全体の真の汽罐室であり舞台である…。」(ibid. S.23)。

「*市民社会*」という言葉は、所有諸関係が発展してすでに古典古代のおよび中世的な共同社会 *Gemeinwesen* から抜け出し終えた後になって、一八世紀に登場した。*市民社会* そのものは、ブルジョワジーと共に初めて発展する。生産および交通から直接に発展する社会組織は、いつの時代でも、国家およびその他の観念的上部構造の土台をなすものであるが、この社会組織も引き続き「*市民社会*という」同じ名前で表現されてきた。」(ibid. S.93)。

「*市民社会*」は「ブルジョワジーと共に初めて発展」した社会組織であり、用語としては「一八世紀」に初めて登場したと、マルクスが述べていることを、忘れないようにしましょう。問題は、「一八世紀」に *市民社会* とい

う用語が初めて登場した時、それはいかなる用語として登場したのか、という点である。

「物質的生活諸関係の総体をヘーゲルは、一八世紀のイギリス人とフランス人たちの先例に倣って、『市民社会』の名の下に総括している。この『市民社会』の解剖学は、ポリテイカル・エコノミーの内に求めなければならぬ。」(Marx 1980, S.100)。

この『市民社会』bürgerliche Gesellschaftを市民社会civil societyと混同しないことが重要である。なぜなら、「物質的生活諸関係の総体」を市民社会と見なした一八世紀のイギリス人とフランス人は、アダム・スミスも含め一人も存在しなかったからである。上の引用文において問題は、むしろ、ヘーゲルにとって「先例」として役だったという「一八世紀のイギリス人とフランス人たち」がbürgerliche Gesellschaftに対応する原語としていかなる用語を使用したのかという点である。

英語圏においては、civil societyと区別されたcivilized societyという用語が一八世紀に登場していたことは、スミスの節で指摘した。他方、フランス語圏においては、シトワイヤンとブルジョワを対置する概念使用法が定着しつつあった。ここから市民社会société civileに対してブルジョワ社会société bourgeoiseが対置される。しかし「文明化された社会」、「ブルジョワ社会」いずれも、ドイツ語のbürgerliche Gesellschaftとは異なり社会諸科学の基軸概念として定着することはなかった。このためドイツ語圏では、市民社会に正確に対応する用語が存在せず、他方、英仏圏においては、ドイツ語のbürgerliche Gesellschaftに対応する訳語が存在しないという奇妙な状況が今日まで継続している。

それでは、マルクスには『市民社会』とは区別された市民社会概念が存在しないのだろうか。筆者は、マルク

スの市民社会論は市民社会概念なき市民社会論として展開されたのだと考えている。それは、大まかに、以下の二つの形態を取って登場している。

第一に、マルクスは、初期の諸著作・草稿において、政治的国家に独特な「社会」概念を対置しているが、この「社会」概念は、国家と区別された古典的市民社会概念の継承という意味を持っている。これは、近代社会において政治的国家として「社会」から疎外された人間の社会的力を「社会」の手に再び取り戻すという構想を表現している。

第二に、マルクスが『資本論』第三巻で示唆した「必要性の国」と「自由の国」の区別は、実は、古典的市民社会論におけるポリスとオイコスの区別に対応するものである。

「自由の国 das Reich der Freiheit は、実際に、必要 Not および外的合目的性によって限定される労働行為が終わりと初めて始まる。…必要性の国 das Reich der Notwendigkeit の向こう側で、自己目的と見なされる人間的な力の発展が、すなわち真の自由の国が始まる。」(Marx 1894, S.828)。

すでに述べたように、必要性・必然性と自由との二項対立が社会理論として意味を持ち続ける限り、たとえ市民社会という用語が登場しなかったとしても、それは古典的市民社会論の継承という意義を持ち続ける。しかしマルクスが、「自由の国」における「自己目的と見なされる人間的な力の発展」の具体的内容を説明することができなかったという点に、西欧近代における市民社会概念の意味喪失の深さが示されている。近代人はもはや古典古代の市民たちのように「政治活動を(自己目的として)行う」とは言えない状況の中に生きていたからである。

## G 二〇世紀西欧における市民社会概念の再生の試み—グラムシ—

市民社会は、(一)それが経済社会の利害関係に基づく論理とは異なる地平で独自の政治的共通の構築を志向する理念および運動を意味する(政治的社会としての市民社会)と共に、(二)政治的社会の内部では、国家の登場以降支配的となった機構ないし装置による統治に対抗して、市民自身による水平的でかつ自治的な政治的関係の領域を確保し、定着させ、拡大させてゆこうとする理念および運動を意味する(国家と対抗する市民社会)。市民社会が西欧史の脈絡の中で伝統的に保持してきた意義は以上の二点であったが、二〇世紀においてこの伝統に最も忠実に市民社会理論の復権を試みた思想家が、アントニオ・グラムシであった。本節の考察も、前節と同様、見取り図の提示に留まる。

一、グラムシは、市民社会 *la società civile* と市民社会 *la società borghese* とを区別している。彼はマルクスの *die bürgerliche Gesellschaft* の訳語としては市民社会 *la società borghese* を用いている。彼は、市民社会を上部構造 *superstruttura o sovrastruttura* に、「市民社会」を土台 *struttura* に含めている。

二、さらにグラムシは、上部構造を市民社会と「政治的社会または国家 *la società politica o stato*」との二つの階層 *due grandi «piani» superstrutturali* に区分した上で、市民社会を次のように特徴付けている。

「《市民社会》とは、俗に《私的》と呼ばれている諸組織の総体のことである……。二つの階層はそれぞれ「前者が」支配的グループが社会全体に及ぼす《ヘゲモニー *egemonia*》の機能に、「後者が」国家および《法的統治》

という形で表現される《直接的支配 *dominio diretto*》ないし命令 *comando* の機能に対応している。」(Q12 § 1, Gransci 1975, Vol.3, p.1518-19. 以下『獄中ノート』からの引用はノート番号のみ記す)。グラムシは、広義の国家を政治的社会(=狭義の国家)と市民社会との均衡として把握している (Q6 §88)。

三、市民社会は、政治的行動が展開される場面として上部構造に属するが、それは、土台において発生する相対立する経済的利害の錯綜した関係を解釈し、それを政治的諸政策および諸理論へと翻訳する媒介機能を有している。グラムシは市民社会のこの媒介機能を、「客体から主体への移行」または「必然から自由への移行」として把握し、この機能を「カタルシス」と名付けている (Q10 §6)。

グラムシにとって市民社会とは、自己の所属する経済的集団の経済的諸利害に制約され、それを受動的に表現するだけの政治を克服して、政治を自由な主体による一つの倫理的行為として遂行することを可能にする社会水準のことである。ここから政治を必要悪としてではなく、一つの集団的文化の創出の問題として捉える構想が生まれてくる。

四、以上の構想からグラムシは、マルクスによって提起された「国家の終焉 *la fine dello Stato*」の問題を、「政治社会の市民社会への再吸収 *il riassorbimento della società politica nella società civile*」の問題として再定式した (Q5 §128)。この再吸収は、到達目標というよりは、むしろ不断の運動過程と見なされているが、グラムシはこの運動を概念的に「調整された社会 *la società regolata*」と呼び、それはまた「倫理的国家 *Stato etico*」ないし「市民社会」と言い換えられている (Q6 §88)。

五、近代において支配的となった経済的土台—政治的国家の二項対立図式の中で倫理性を喪失していった政治的行為(必要性=受動性の政治)に再び倫理性と文化性を与えることを市民社会論の課題としたグラムシの構想の

内に、われわれは市民社会概念の古典的伝統の再生を明確に読みとることができる。同時に、マルクスにおいて一旦市民社会概念から切り離されて構想された政治的国家（の支配）からの解放の問題を、再び市民社会論の問題圏の中に統合し、西欧社会思想史の伝統との接点を再構成しえたこと、これがグラムシの功績である。

(1) 本稿において国家はラテン語の status およびその派生語である state, état, Staat, stato の訳語として用いる。

(2) ラテン語の *societas civilis* は、元来、ポリスを意味する政治的共同体 *politikoi koinotetai* の訳語であった。その意味で、市民社会の原義は政治的社会である。ただしここでの「政治的」は「ポリス的」を意味し、後者は「オイコス」家的ではない「ことを意味する。従って市民社会に、「私的」「経済的」「非政治的」などの形容詞を付すことは、語源的には、形容矛盾であった。

(3) ウェーバーの西欧近代社会の記述においては、政治的社会としての市民社会概念は基本的に存在しない。ウェーバーは「市民的 *bürgerlich*」とこの用語を、専ら経済的關係（すなわち近代資本主義の合理的経済關係）を表示する概念として使用している。

「我々が文化の普遍史を論ずる際に、純粹に経済だけをみた場合、中心的問題は、…自由な労働の合理的組織を有する市民的 *bürgerlich* な経営資本主義の成立である。あるいは、文化史に目を転ずれば、西欧的市民層 *das abend-ländische Bürgertum* および彼等の特性の成立であり、これはもちろん資本主義的な労働組織の成立と密接に関連している。」(Weber, 1920, S.10)。

上の引用で「西欧的市民層」とはブルジョワとしての市民層のことである。

ウェーバーと同時代のドイツにおいて市民社会概念の不在の深刻さに気づいていた理論家は、ベルンシュタイン

であった。

「私ははつきりと資本主義社会から社会主義社会への移行という言い方をしており、今日しばしばなされているように市民社会から社会主義社会への移行という言い方はしていない。『市民的』という言葉は後者のように用いることは、…ドイツ社会民主党の語法の悪弊と見なさなければならぬ言語上の曖昧さを引き起こし、それは敵味双方の間に誤解を生む格好の手がかりを与えるものだ。この場合、その責任の一半は、特権的市民 *der bevorrechtete Bürger* 概念と区別された、ある共同体の同権的市民 *der gleichberechtigte Bürger eines Gemeinwesens* 概念を表す固有の言葉がドイツ語にはないことにある。前者と後者の概念それぞれに特殊な表現を充てる試みはこれまでのところすべて失敗してしまっただけからには、特権的市民 *der privilegierte Bürger* およびそれに関係する事項を表すために、それを『市民』とか『市民的』と翻訳することによってありとあらゆる誤解や曲解に門を開いてしまうよりは、ブルジョワという外来語を使用する方が、いつもはるかに優れているように思われる。」(Bernstein 1977, S. 183)。

ベルンシュタインの提案は、誤解や誤読を回避できないドイツ語の *Bürger, bürgerlich* の使用を断念して、これに代えて「特権的市民」を表現する時には *Bourgeois, bourgeois* という外来語を、「同権的市民」を表現する時には *Citoyen, civil* という外国語を使用するようにしてはどうか、ということであった。「市民」「市民的」という言葉の用法に対する鋭敏な感受性は、社会主義運動の戦略目標を資本主義的経済制度の変革から社会全般に渡る民主主義の徹底と労働者階級の同権化に転換させた理論家ベルンシュタインにふさわしい感性であった。

ドイツにおいて第一系列の市民社会を表現する用語として *bürgerliche Gesellschaft* と区別して *Zivilgesellschaft* という外来語が登場したのは、ごく最近のことである。

- (4) 日本語の都市も、都と市からなる合成語であり、都(みやこ)は政治的支配者の居住地ないし官庁所在地を意味しており、市(いち)は市場(いちば)の開設される場所を意味する。この意味では、日本語においても、政治的都市と経済的都市を区別する歴史的文脈がそれなりに存在していた。
- (5) ポリスⅡ「都市国家」という訳語には、二重の誤解が含まれている。それは、第一に、古典古代のポリスにおいて、あたかも経済的意味での都市化が支配的であったかのような観念を生み出した。第二に、本質的に一六世紀以降の歴史的制度である国家stateがあたかも歴史貫通的に存在していたかのような観念を生み出した。
- (6) 市民を表すドイツ語のBürgerは、語源的にはBurg(城塞)の住民を意味していた。これに対応する英語は、borough(城塞)の住民を表すburgherであり、仏語は、bourgの住民を表すbourgeoisである。
- (7) 政治的市民と経済的市民を区別するために、ギリシア語ではπολιτηςとἀστικόςが、ラテン語ではcivisとurbanusが、英語ではcitizenとburgherが、仏語ではcitoyenとbourgeoisが、イタリア語ではcivile(またはcittadino)とburgheseが存在していた。唯一の例外はドイツ語である。ドイツ語圏においては政治的市民を経済的市民から区別して表現するための用語が形成されなかった。ドイツ語のBürgerは、元来は経済的市民を意味していたが、この用語が同時に政治的市民を意味する用語としても用いられた。
- (8) 川島武宜の法理論、平田晴明のマルクス市民社会論などが、その典型であった。元来、経済的営為を排除した政治的領域を意味するcivil societyに対して、市(いちⅡ市場)の民(たみ)からなる社会を意味する市民社会という訳語を充てて何の違和感も持たなかった日本の知識人の社会意識は、ヨーロッパの市民社会を理解するために必要な感受性の欠如を物語っているとは言えまいか。
- (9) なおC章およびD章の内容は、stateとnation stateの区別と密接に関係している。両者の関係については、平子

(110011)を参照。

(10) 「市民的状态 Civil States の外部では、常に各人の各人に対する戦争が存在する。」(Hobbes 1968, p.185 訳一、二二〇頁)。

「赦免される保証なしに自分自身を告訴するという信約は、無効である。というのは、自然状態においては、各人が判定者であるから、告訴の余地は存在せず、市民的状态 the Civil State においては、告訴のあとに処罰が続き、処罰は力であるからして、人はこれに抵抗しないことを義務づけられないからである。」(Hobbes 1968, p.199 訳一、二二二頁)。

「扇動的な学説の一つは、『各私人が善悪の諸行為の判定者である』という説である。これは、市民法 Civil Lawes が存在しない全くの自然状態 the condition of meer Nature においては、真であり、また市民的統治の下にあって、法によって決定されていないような事例においては、真である。しかしそれ以外の場合においては、善悪の諸行為の尺度は市民法であり、その判定者は立法者 the Legislator であり、立法者は常にコモンウェルスの代表である。…市民社会に反するもう一つの学説は、『人が自分の良心に反して行うことはすべて罪である』という説である。」(Hobbes 1968, p.365-366 訳一、二四二頁)。

(11) 「正義の侵害は、人々が互いに甘受しようとはしないものであるから、公共的為政者 the public magistrate は、この徳〔正義〕の実行を強制するために、コモンウェルスの権力を使用する必要に迫られている。こうした予防措置が取られなければ、市民社会は流血と無秩序の舞台となり、各人は、自分が侵害されたと想像するたびに、自分の手で復讐をするようになるであろう。各人が自分自身に対して正義を行うことに伴う混乱を防止するために、為政者は、彼等の政府がかなりの権威を獲得するようになるやいなや、万人にたいして正義をおこなうことを引き受

けるのである。」(『道徳感情論』Smith 1976, p.340 訳下、二九七―二九八頁)。

ここでも市民社会は、各人が権利の侵害に対して各目的に報復する状態(自然状態)と対比的に、「公共的為政者」が設立され、彼等が「万人にたいして正義をおこなうことを引き受ける」状態と理解されている。

(12) 「ポリスという名前は、フランス語で、元来は、ギリシア語のポリーティア〔政体〕*politeia* に由来する。ポリーティアは、正しくは、市民的政府〔統治〕の政策を意味していたが、それが今では統治の低位諸部分すなわち清潔、安全保障および低価格ないし豊富を意味するに過ぎない。」(Smith 1978、p.486 訳二六一頁)。

本稿ではポリス Police に「民政」という訳語を充てた。『広辞苑』によれば、民政には(一)「人民の生活に関する政務。国民を直接の対象とする政治」、(二)「君政(君主制)に対して、民主政治」、(三)「軍政に対して、文官による政治」の三つの意味が挙げられているが、本稿のポリスは(一)の意味に近い。訳者の水田洋は、これを「生活行政」と訳している。

ホッブズにおける国家は、本質的に構成員の生命と所有の安全保障だけを顧慮する統治であった。ところがスミスの国家は、それに加えて構成員の経済的富裕化をも本質的な目的として追求する。筆者は、民政が統治目的に入ってくることをメルクマールとして国家は国民国家 nation state へ転化したと考えている。ネイションは、ナショナルリズムの成立に先行して、上からの民政的行政の対象者⇨受益者を表示する集団概念として成立したのである。この点については平子(二〇〇三)参照。

(13) 「労働が分割されていない文明化されていないネイションにおいては、人類の自然的欲求が必要とするすべてのものが与えられている。しかしネイションが文明化され、労働が分割されるようになると、もっと豊かな生活資料が割りに割り与えられるようになる。このために、ブリテンの普通の日雇い労働者のほうが、彼の生活様式にお

いて、ひとりのインドの主権者 an Indian sovereign よりも、贅沢な暮らしをしている。」(Smith 1978, p.489 訳二六九頁)。

(14) ルソーはオイコノミアの意味変化についても、敏感に反応している。

「エロノミー Economie または Oeconomie (社会的・Morale か、政治的・Politique) という言葉は、家・maison を意味するオイコス *oikos* と法・loi を意味するノモス *nomos* とからなり、元来は、ただ家族全体の共同の利益のために家を賢明にかつ合法的に統治することしか意味してはいない。この用語の意味はその後、国家という大家族の統治にまで拡張されるようになった。これら二つの意味を区別するために、後者の場合は一般的经济・*économie générale* または政治経済・*économie politique* と呼ばれ、前者の場合は家経済・*économie domestique* または私経済・*économie particulière* と呼ばれる。」(Rousseau 1964, p.241 訳七頁)。

(15) にもかかわらずカントの『人倫の形而上学』の主題の一つが、ロックの所有論批判にあることについては、平子(二〇〇五) 参照。

(16) 紙数と時間の制約により、本稿では、カントの市民社会論の重要性を指摘することだけに留まらざるをえない。なおカントの世界市民社会概念の政治的意義については、平子(二〇〇五)を参照。

(17) 「ヘーゲルが、一八二〇年頃初めて、『法哲学』の『市民社会』に関する節によって、ヨーロッパの社会的および政治的体制の内部で進行している根本的な諸変化を『概念的に把握』したことは、疑いない。」(Riedel 1969, p.151 訳一六三頁)。「古い政治学の領域から継承されてきた古典古代的な諸概念は革命の世紀の社会的布置に関連に適用的ことができないということ、これこそ、一八二〇年にヘーゲルが国家と家族の間に存在する差異の領域としての『市民社会』という概念を形成する際の跳躍点となるものなのだ。」(ibid. p.153 訳一六四―一六五頁)。「ハ

のような意味における〈市民社会〉概念は、ヘーゲル以前には、まだ全く存在していなかったし、それどころか一八二〇年以前のヘーゲルの諸著作においてさえもまだ存在しなかった。」(ibid. p.156 訳 一六七頁)。

マンフレート・リーデルは、一八二二年に刊行された『法哲学』において初めて市民社会とは異なる〈市民社会〉概念が登場する事実注目し、ここにアリストテレスに由来する *societas civilis* の伝統の終焉を見出している。

(18) 同じ性格の概念の混乱は、「外的国家」「強制国家」「悟性国家」などの用法にも見られる。それらは、『法哲学』第三部第二章「〈市民社会〉」では、市場経済における「全面的依存性のシステム」を表示する用語として用いられている。

「利己的目的はその実現に当たって、著しく普遍性によって制約されているために、一つの全面的依存性のシステム *ein System allseitiger Abhängigkeit* を設立する。その結果、個々人の生計と福祉と福祉と法的現存在が、万人の生計と福祉と権利の中に編み込まれ、これらの上に築かれ、ただこれらとの関連の中でのみ現実的となり、確保されるようになる。このシステムはさしあたり外的国家 *der äusseren Staat* —つまり強制国家 *Notstaat* および悟性国家 *Verstandesstaat* —と見なすことが必要。」(§183, ibid. S.340)。

上の引用における「全面的依存性のシステム」とは、直接的には、分業と市場経済に基づく経済的社會としての〈市民社会〉を意味している。従って、ここでの「外的国家」「強制国家」「悟性国家」は、さしあたりは政治的國家の規定ではない。

ところが第三部第三章「国家」においては、同じ用語が、国家の特殊な一類型を表す用語として用いられる。「[教会を世俗的国家から独立した組織と見なし、両者を対立させる]そのような関係は、次のような国家観と連関している。それは、すなわち國家の使命は、ただ各人の生命、所有および恣意を、それらが他の人々の生命、所

有および恣意を侵害しない限り、保護し保証することにのみあるという国家観である。その場合、国家はただ一つの強制機関 *eine Veranstaltung der Not* と見なされるだけである。」 (§270, *ibid.* S.424)。

(19) 「我々の現代的諸国家においては、〈市民〉たちは国家の普遍的な諸業務に制限された仕方ではしか関与できない。しかし倫理的人間には、自分の私的の他にある普遍的な活動性を授与することが必要である。現代国家がこの普遍的なものを倫理的人間にいつも差し出すとは限らないので、倫理的人間は、それを職業団体のうちに見出すのである。」 (§255 Zusatz *ibid.* S.396f.)。

#### 参考文献

- Aristotle (1977), *Politics*. The Loeb Classical Library, Cambridge.
- Bernstein, Eduard (1977), *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie. Internationale Bibliothek Bd.61*, Dietz, Bonn-Bad Godesberg.
- Gramsci, Antonio (1975), *Quaderni del carcere, 4 volumi*, Torino.
- Hegel, G.W.F. (1969), *Jenenser Philosophie des Geistes*. [1805/06.] In: Hegel, G.W.F., *Jenaeer Realphilosophie*. Hrsg. von Hoffmeister, Johannes, Felix Meiner, Hamburg.
- Hegel, G. W. F. (1970), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft in Grundrisse* (1821), *Werke, Bd. 7*, Suhrkamp Frankfurt am Main.
- Hobbes, Thomas (1968), *Leviathan*. edited by C.B. Macpherson, The Pelican Classics, Penguin Books New York.
- ホップズ (一九八二—一九九二) 『リヴァイアサン』岩波文庫、全四巻、水田洋訳、岩波書店

- Kant, Immanuel (1977), *Die Metaphysik der Sitten*. In: *Immanuel Kant Werkausgabe*, Bd. 8, Suhrkamp, Frankfurt am Main. イマヌエル・カント (二〇〇二) 『人倫の形而上学』樽井正義・池尾恭一訳、『カント全集』第一一巻、岩波書店
- Kant, Immanuel (1977a), Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung? In: *Immanuel Kant Werkausgabe*, Bd. 11, Suhrkamp, Frankfurt am Main. イマヌエル・カント (二〇〇〇) 「啓蒙とは何か」(福田喜一郎訳) 所収『カント全集』第一四巻、岩波書店
- Marx, Karl (1970), *Das Kapital, Dritter Band* (1894), *Werke*, Bd. 25, Berlin.
- Marx, Karl (1980), *Zur Kritik der politischen Ökonomie Erstes Heft* (1859), *MEGA II-2*, Berlin.
- Marx, Karl (1981), *Ökonomische Manuskripte 1857/58*, *MEGA II-1-2*, Berlin.
- Karl Marx, Friedrich Engels und Joseph Weydemeyer (2004), *Die Deutsche Ideologie*. Bearbeitet von Inge Taubert et al. In: *Marx-Engel-Jahrbuch 2003*, Akademie Verlag, Berlin 2004.
- Riedel, Manfred (1969), *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*. Suhrkamp, Frankfurt am Main. ヴァンノント・リール (一九七六) 『ヘーゲル法哲学—その成立と構造—』清水正徳・山本道雄訳、福村出版
- Rousseau, Jean-Jacques (1964), *Discours sur l'économie politique* (1755). In: Rousseau, Jean-Jacques, *Oeuvres complètes. Tome 3*, Bibliothèque de la Pléiade, Galliamrd Paris 1964. ロンソー (一九五二) 『政治経済論』岩波文庫、河野健一訳、岩波書店
- Rousseau, Jean-Jacques (1964a), *Du contrat social* (1762), In: Rousseau, Jean-Jacques, *Oeuvres complètes. Tome 3*, Bibliothèque de la Pléiade, Galliamrd Paris 1964. ロンソー (一九五四) 『社会契約論』岩波文庫、桑原武夫・前川貞治

郎訳、岩波書店

Smith, Adam (1976), *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D. Raphael and A.L. Macfie. Oxford. アダム・

スミス (二〇〇三) 『道徳感情論』岩波文庫、上下、水田洋訳、岩波書店

Smith, Adam (1978), *Lectures on Jurisprudence. Report dated 1766, Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L. Meek et al., Oxford 1978. アダム・スミス (二〇〇五) 『法学講義』岩波文庫、水田洋訳、

平子友長 (一九八四)、『近代市民社会理論の問題構成』佐藤和夫ほか『市民社会の哲学と現代』青木書店

平子友長 (一九九一)、『社会主義と現代世界』(特に p.365-372)、青木書店

平子友長 (一九九八)、『市民社会概念の歴史』『法の科学』第二七号

平子友長 (二〇〇三)、『ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係 一つの理論的整理』唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第八号

平子友長 (二〇〇四)、『グローバリゼーションという現実—哲学に突きつけられた課題—』日本哲学会編『哲学』第五五号

平子友長 (二〇〇五)、『カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ』東京唯物論研究会編『唯物論』第七九号

Weber, Max, (1920), *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Tübingen.

(一橋大学大学院社会学研究科教授)